

## 有明アーバンスポーツパーク整備運営事業実施方針新旧対照表

## 1 【表紙】

新	旧
有明アーバンスポーツパーク整備運営事業実施方針 令和4年6月	有明アーバンスポーツパーク（仮称）整備運営事業 実施方針（案） 令和4年5月

## 2 【1ページ】 1 特定事業の事業内容に関する事項（1）事業名称

新	旧
有明アーバンスポーツパーク整備運営事業	有明アーバンスポーツパーク（仮称）整備運営事業

## 3 【1ページ】 1 特定事業の事業内容に関する事項（2）事業の対象となる公共施設等の名称

新	旧
有明アーバンスポーツパーク	有明アーバンスポーツパーク（仮称）

## 4 【1ページ】 1 特定事業の事業内容に関する事項（4）事業の目的

新	旧
（前略）その中で、アーバンスポーツゾーンに、東京2020大会時の仮施設を活用し、若者に人気のある都市型スポーツの場である有明アーバンスポーツパーク（以下「当施設」という。）を整備することとした。（後略）	（前略）その中で、アーバンスポーツゾーンに、東京2020大会時の仮施設を活用し、若者に人気のある都市型スポーツの場である有明アーバンスポーツパーク（仮称）（以下「当施設」という。）を整備することとした。（後略）

## 5 【2ページ】 1 特定事業の事業内容に関する事項（5）事業の概要

新	旧
（前略）本事業においては、有明レガシーエリアにおいて、東京2020大会のレガシーとなるアーバンスポーツを体感できる場として、大会レガシーゾーン、広場及び多目的ゾーンからなる当施設を整備・運営することでスポーツによるにぎわいを創出する。（後略）	（前略）本事業においては、有明レガシーエリアにおいて、東京2020大会のレガシーとなるアーバンスポーツを体感できる場として、大会レガシーゾーン、広場及び多目的ゾーンからなる有明アーバンスポーツパーク（仮称）を整備・運営することでスポーツによるにぎわいを創出する。（後略）

## 6 【7ページ】 2 民間事業者の選定方法（1）競争参加資格の確認

新	旧
本事業への参加を希望し申請書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）が「6 応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認する。	本事業への参加を希望し申請書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）が「6. 応募者の資格要件」を満たしていることを確認する。

## 7 【7ページ】 3 民間事業者の選定手順

新	旧
令和4（2022）年7月 実施方針に関する質問及び意見等受付	令和4年（2022年）6月～7月 実施方針に関する質問及び意見等受付

## 8 【8ページ】4 審査委員会の設置

新	旧
事業者の選定に際しては、学識経験者と都職員により構成される審査委員会を設置する。	事業者の選定に際しては、学識経験者と都職員により構成される審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## 9 【9ページ】5 提出書類の概要（2）提出書類の取扱い

新	旧
①著作権	①著作権等

## 10 【10ページ】6 応募者の参加資格要件（1）応募者の構成

新	旧
⑩上記⑨において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の(ア)、(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。	⑩上記⑨において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

## 11 【10ページ】6 応募者の参加資格要件（1）応募者の構成⑩(ア)資本関係

新	旧
（前略）ただし、aについて子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。	（前略）ただし、aについて子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

## 12 【11ページ】6 応募者の参加資格要件（2）参加企業に共通の参加資格要件

新	旧
（前略）なお、複数企業等によるグループで応募する場合は、その全ての構成企業について、次の全ての項目を満たしている必要がある。	（前略）なお、複数企業等によるグループで応募される場合は、その全ての構成企業について、次の全ての項目を満たしている必要がある。

## 13 【13ページ】2 事業者の責任の履行の確保に関する事項（1）事業の実施状況の監視及び改善要求措置②改善要求等

新	旧
都は、各業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に各業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める。	都は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める。

## 14 【13 ページ】 2 事業者の責任の履行の確保に関する事項（2）業務の履行の確認等①施設整備業務

新	旧
（前略）確認の結果、当該施設が事業契約に定められた水準を満たしていない場合は、都は事業者に補修を求め、水準を満たしたことを確認した上で <b>基盤施設の整備費用の一部</b> を支払う。	（前略）確認の結果、当該施設が事業契約に定められた水準を満たしていない場合は、都は事業者に補修を求め、水準を満たしたことを確認した上で費用を支払う。

## 15 【13 ページ】 2 事業者の責任の履行の確保に関する事項（2）業務の履行の確認等②維持管理業務

新	旧
都は、各期の業務完了時に維持管理業務が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。	都は、各 <b>支払</b> 期の業務完了時に維持管理業務が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

## 16 【16 ページ】 2 本施設の計画に関する事項（1）アーバンスポーツ施設

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケートボード施設（パーク・ストリート。<b>初心者エリアあり</b>）</li> <li>・屋内ボルダリング棟（約960㎡。<b>東京2020大会のデザインを再現したウォールに加え、初心者も楽しめるウォールあり</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケートボード施設（パーク・ストリート）</li> <li>・屋内ボルダリング棟（約960㎡）</li> </ul>

## 17 【20 ページ】 3 実施方針の公表に関する事項（2）実施方針に関する意見等の受付③公表予定日

新	旧
令和4年 <b>8月2日（火）</b>	令和4年7月29日（金）

## 18 【21 ページ】 4 その他（1）情報公開及び情報提供

新	旧
（前略） <b>なお、実施方針は以下ホームページURLにて公表する。</b> <a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/06/30/01.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/06/30/01.html</a>	（前略）ホームページURL等は <b>決定次第</b> 公表する。

## 19 【22 ページ】 別紙1 想定されるリスクと責任分担（1）各期間に共通のリスク 住民対応リスク 13

新	旧
有明アーバンスポーツパークの整備・運営方針等に関するもの	有明アーバンスポーツパーク <b>（仮称）</b> の整備・運営方針等に関するもの

## 20 【22 ページ】 別紙1 想定されるリスクと責任分担（1）各期間に共通のリスク 住民対応リスク 14

新	旧
PFI事業者が行う有明アーバンスポーツパークの運営に関するもの	PFI事業者が行う有明アーバンスポーツパーク <b>（仮称）</b> の運営に関するもの

## 21 【22 ページ】別紙 1 想定されるリスクと責任分担（1）各期間に共通のリスク 業態悪化リスク 21

新	旧
PFI事業者の能力不足等による採算悪化等に関するリスク	PFI事業者の能力不足等による採算悪化等に関するリスク

## 22 【23 ページ】別紙 1 想定されるリスクと責任分担（3）都による先行管理期間中のリスク 光熱水費リスク 31

新	旧
先行管理期間中の光熱水費の変動リスク	維持管理期間中の光熱水費の変動リスク

## 23 【23 ページ】別紙 1 想定されるリスクと責任分担（3）都による先行管理期間中のリスク

新	旧
※5：改修・建設工事に関わるものは事業者が負担する。	※5：特定事業の改修工事及び付帯事業に関わるものは事業者が負担する。

## 24 【23 ページ】別紙 1 想定されるリスクと責任分担（4）運営期間中のリスク 32

新	旧
PFI事業者の責めによる運営・維持管理業務開始の遅延	PFI事業者の責めによる維持管理業務開始の遅延

## 25 【23 ページ】別紙 1 想定されるリスクと責任分担（4）運営期間中のリスク 33

新	旧
都の責めによる運営・維持管理業務開始の遅延	都の責めによる維持管理業務開始の遅延

※ その他、単にフォントや項目番号等を修正したものは記載していない。